

第4章

津波災害復旧・復興対策計画

第4章 津波災害復旧・復興対策計画

第1節 地域の復旧・復興の基本方針の決定と復興計画

- 第1 基本事項
- 第2 事前復興対策の実施
- 第3 復興対策本部の設置
- 第4 復興方針・計画の策定
- 第5 復興事業の実施

担当部	市民協働部
担当班	災害対策班

第1 基本事項

1 趣旨

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域復興のための基礎的な条件づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

また、大規模な津波により被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置づけられる。復興事業は、市民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

2 留意点

(1) 復旧・復興の基本方向の決定

市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

(2) 復興による津波に強いまちづくり

市及び県は、津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、市民等の参加のもと、高台移転も含めた総合的な再整備を行う。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、津波災害特別警

戒区域等による土地利用や建築制限等を行うことについても検討する。

また、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難所・緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備等を基本的な目標とする。

(3) 迅速な意思決定等の必要性

地震発生後、被災状況を的確に把握し、原状復旧とするか、復興とするかを、迅速に意思決定し、早急に震災復興対策本部の設置、震災復興方針・計画の策定、関連事務手続き等を実施することが必要である。

(4) 事前復興対策の実施

震災復興では、地震発生後の限られた時間内に、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続き、土地区画整理等の事業を行ううえでの人材の確保や情報の収集等、膨大な作業を処理する必要があるため、手続きの流れや人材の確保等事前に確認しておくことや対応できることについては、復興事前対策として実施しておくことが必要である。

(5) 国、県及び市の密接な連携

震災復興は、国、県及び市の密接な連携の中で実施しなければ、円滑な事業遂行は望めない。特に、都市計画決定や事業認可等行政上の手続きを迅速に進めるためには、県及び市の十分な調整作業等が重要であり、復興に当たっての財源の確保等においては、国との調整等が重要であるため、国、県及び市が密接に連携することが必要である。

(6) 民意の反映

震災復興を進めていく際には、復興計画のあり方から復興事業・施策の展開に至るまで、市民の意見を十分反映させていくことが必要である。

第2 事前復興対策の実施

地震災害対策計画編 第4章第8節第1 「事前復興対策の実施」に準じる。

第3 復興対策本部の設置

地震災害対策計画編 第4章第8節第2 「震災復興対策本部の設置」に準じる。

第4 復興方針・計画の策定

地震災害対策計画編 第4章第8節第3 「震災復興方針・計画の策定」に準じる。

第5 復興事業の実施

地震災害対策計画編 第4章第8節第4 「震災復興事業の実施」に準じる。

第2節 被災施設の復旧計画

担当部	市民協働部
担当班	災害対策班

対策については、地震災害対策計画編 第4章第6節「被災施設の復旧計画」に準じる。

第3節 災害復旧事業にかかる資金計画

担当部	市長公室, 財務部, 市民協働部, 福祉部, 産業経済部
担当班	秘書班, 情報政策班, 被害調査班, 会計班, 災害対策班, 福祉総務班, 児童福祉班, 商工観光班, 農政班
関係機関	市社会福祉協議会
関係資料	り災証明願, 義援金品受領書, り災証明書交付申請書

大規模な津波災害時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度に混乱に陥る可能性がある。そこで、県、市及び市社会福祉協議会は、震災時における被災者の自立的生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付等の措置を講じる。

対策については、地震災害対策計画編第4章第1節「災害復旧事業にかかる資金計画」に準じる。

第4節 租税、公共料金等の特例措置計画

担当部	財務部, 保健医療部
担当班	被害調査班, 国保年金班

津波により被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金等の特例措置等の対策を積極的に推進する。

また、市民に対して、対策に関する情報の提供を十分に行う。

対策については、地震災害対策計画編 第4章第2節「租税、公共料金等の特例措置計画」に準じる。

第5節 雇用対策計画

担当部	財務部, 産業経済部
担当班	契約検査班, 商工観光班

津波により、離職を余儀なくされたり災者に対し、国は、職業の斡旋や雇用保険の失業給付などの雇用対策を積極的に推進する。

対策については、地震災害対策計画編 第4章第3節「雇用対策計画」に準じる。

第6節 住宅建設の促進計画

担当部	財務部、都市計画部
担当班	被害調査班、建築指導班、住宅政策班

対策については、地震災害対策計画編 第4章第4節「住宅建設の促進計画」に準じる。

第7節 被災者生活再建支援金の支給計画

担当部	財務部、市民協働部
担当班	財政班、被害調査班、会計班、災害対策班

対策については、地震災害対策計画編 第4章第5節「被災者生活再建支援金の支給計画」に準じる。

第8節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

担当部	財務部、市民協働部
担当班	財政班、会計班、災害対策班

対策については、地震災害対策計画編 第4章第7節「災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画」に準じる。

水戸市地域防災計画修正年度

1	昭和42年3月
2	昭和43年3月
3	昭和44年3月
4	昭和45年3月
5	昭和46年3月
6	昭和47年3月
7	昭和48年3月
8	昭和49年3月
9	昭和50年3月
10	昭和51年3月
11	昭和52年3月
12	昭和53年3月
13	昭和54年3月
14	昭和55年3月
15	昭和56年3月
16	昭和57年3月
17	昭和58年3月
18	昭和59年3月
19	昭和60年3月
20	昭和61年3月
21	昭和62年3月
22	昭和63年3月
23	平成元年3月
24	平成2年3月
25	平成3年3月
26	平成4年3月
27	平成6年3月
28	平成8年3月 (震災対策編の改定)
29	平成11年3月
30	平成12年3月
31	平成14年3月
32	平成15年3月
33	平成16年3月
34	平成22年3月 (風水害対策計画編の改定)
35	平成23年3月 (震災対策計画編の改定)
36	平成25年5月 (原子力災害対策計画編の改定) (震災対策計画編を地震災害対策計画編・津波災害対策計画編に改編)
37	平成28年7月 (地震災害対策計画編・津波災害対策計画編の改定) (風水害対策計画編の改定), (原子力災害対策計画編の改定)
38	令和3年5月 (地震災害対策計画編・津波災害対策計画編の改定) (風水害対策計画編の改定), (原子力災害対策計画編の改定)
39	令和5年6月 (津波災害対策計画編の改定)

水戸市地域防災計画

編集発行 : 水戸市防災会議

事務局 : 水戸市市民協働部防災・危機管理課

電話 : 029-232-9152

作成 : 昭和41年4月
